

Voters

ボーターズ

2023年2月

No. 72

選挙と政治を自分事に

公益財団法人 明るい選挙推進協会

特集

統一地方選挙2023

- ▶ 沈黙は後退すること、投票というアクション 山口 香(筑波大学) 4
- ▶ 2023年統一地方選挙概要 編集部 6
- ▶ 地方議会・議員の存在意義 辻 陽(近畿大学) 7
- ▶ 多様な主体による地域づくりを目指す立場から 田口 太郎(徳島大学) 10
- ▶ 「脱・無投票」の取り組みがどこまで反映されるか 人羅 格(毎日新聞) 12
- ▶ 地方議会は持続可能なまちづくりの砦 垂見 和磨(共同通信社) 14
- ▶ 当事者意識で地域の未来を考える 田中 里沙(事業構想大学院大学) 16

巻頭言 地方選挙と民主主義のいま
只野 雅人(一橋大学) 3

▶ コラム「政治とカネ」考
佐々木 毅(明るい選挙推進協会) 18

▶ 明推協リレーコラム
「地域活性化と明推協の仲間たち」
海津 裕子(新潟市明るい選挙推進協議会) 19

▶ 世界の選挙事情(第5回)
「フランス」
岩垣 真人(沖縄大学) 20

▶ 選挙管理実務あれこれ(第6回)
「これからの選挙管理委員会に
求められるものは何か」
小島 勇人(選挙制度実務研究会) 22

▶ 短信 24



*Voters(ボーターズ): 英語で「有権者、投票者」の意味。

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。





伊々岡 大智さん 埼玉県 戸田市立新曽小学校2年
赤や黄色、青色といった様々な色で塗られた飛行機に、たくさんの方が乗っているようです。「あかるいせんきよ みんなで行こう」の言葉からも、明るい笑顔で一緒にみんなで選挙に行こうという気持ちが伝わってきます。



佐藤 柑菜さん 京都府 木津川市立州見台小学校3年
画面の真ん中の大きな虹には、様々な職業の方や年齢の方が描かれています。みんな笑顔で「にじの投票箱」に投票用紙を持って向かっています。投票することで明るい未来につながっていくことを伝えてくれています。



相京 はぐみさん 群馬県 東吾妻町立太田小学校4年
画面いっぱいに、たくさんの顔が描かれていて、よく見ると赤ちゃんからお年寄りの方、中には動物達もいます。「みんなで参加しよう」の文字からも笑顔があふれる社会になるように選挙に行こうという気持ちが伝わってくる作品です。



高橋 杏奈さん 山梨県 笛吹市立八代小学校5年
背景は無彩色で描かれ、画面の真ん中には虹が投票箱に架かり、周りの街は様々な色で塗られています。「いろいろある未来を」の文字のように、投票することで色が変わり素敵な未来になってほしいという気持ちが伝わってきます。



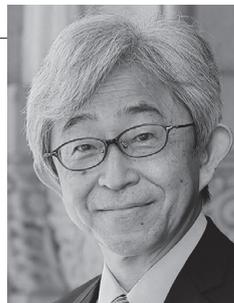
宮成 里奈さん 東京都 昭島市立清泉中学校1年
「自分達で創る 自分達の未来 行こう選挙」の言葉にあるように、何人かの人たちが、未来の文字を金槌と釘でつくっています。1人1人の投票から、自分達の未来がつくられていくということが見る人に伝わってきます。

明るい選挙推進協会と都道府県選挙管理委員会連合会は、ポスターコンクールを毎年開催しています。ねらいは、将来の有権者である児童生徒に選挙、政治への関心を持ってもらうきっかけとなることです。令和4年度は、小学校、中学校、高校、特別支援学校計8,321校から11万6,776人の応募があり、文部科学大臣・総務大臣賞(連名)18作品、協会会長・連合会会長賞(連名)60作品を表彰しました。

中央審査の審査員長である文部科学省初等中等教育局教育課程課の平田朝一教科調査官は、「コンクールに応募した児童生徒は「明るい選挙」というテーマから自分の身の回りや社会に目を向け、自分自身が感じたことや考えたことなどから発想や構想をし、材料や用具を工夫したり試行錯誤したりしながらそれぞれの個性を活かして表現した」と述べています。各ポスターの講評は、平田教科調査官によるものです。

地方選挙と民主主義のいま

一橋大学大学院法学研究科教授 只野 雅人



この4月、統一地方選挙が行われる。1947年から20回目にあたる節目の選挙である。選挙や民主主義を取り巻く環境は、1947年当時とは大きく変わっている。統一地方選挙の結果からは、地方の民主主義の現在の姿や様々な課題が垣間みえる。そこで、前回2019年の選挙結果(総務省自治行政局選挙部『地方選挙結果調(平成31年4月執行)』等参照)を振り返り、近時の特徴のいくつかから地方の民主主義のいまについて考えてみたい。

まず目を引くのは、やはり投票率の低下である。2019年の選挙では、県議会選挙44%、知事選挙48%、指定市議会選挙43%、指定市長選挙51%、市区町村議会選挙46%、市区町村長選挙47%などとなっており、概ね40%台である。長期的に低下傾向が続いている。投票率の低下をめぐっては、有権者の側の政治的無関心が問題とされることも多い。しかし、候補者や政策など十分な選択肢が提示されているのかという、政治の側の問題についても考える必要がある。

たとえば、無投票当選者数の増加という問題もある。2019年の県議会選挙では362選挙区・612人が、町村議会選挙では93選挙区・988人が、また町村長選挙では55人が、無投票で当選している。人口規模の小さな選挙区や自治体ほどこの傾向は強い。議員のなり手不足は深刻である。

なり手不足と関わるいまひとつの特徴が、候補者・当選者の属性の偏りである。近時の地方選挙では女性の当選者は増加傾向にあるが、2019年の議会選挙全体では、なお16%ほどである。県議会選挙では1割ほどにすぎず、女性議員がまったくない町村議会も少なくない。当選者の年齢も、県議・市議では60~65歳が、町村議員では65~70歳未満が最も多くなるなど、全般に高めである。

こうした傾向は、当選者の職業の分布にも偏りを生み出すことになろう。

議会はしばしば民意の「縮図」にたとえられるが、選挙は単純なサンプル調査ではない。社会構成からみた「平均的」な人々が議会を構成すべきだとはいえないだろう。候補者の資質や主張を評価して、有権者は選択を行うはずである。

とはいえ、議会の構成が現実の社会とあまりに大きくかけ離れていれば、その理由が問われざるをえない。とくに、新しく立候補しようとする人々にとって何らかの障壁があるなら、それらを取り除き政治参加の前提を整えてゆくことが必要になるだろう。

女性の政治参加をめぐっては、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定されるなどしているが、なお十分な成果は得られていない。様々な職業をもった、より若い世代の政治参加を促すためには、議会運営の工夫なども必要かもしれない。

いまひとつ欠かせないと思われるのが、住民の政治への関わりを強める工夫である。住民が政策形成に関与したり、議員との対話の場を設けるなど、現在の制度のもとでもできることは少なくない。

こうした取り組みが、選挙、さらには地方の民主主義に、活力を生み出すことにつながるはずである。来るべき統一地方選挙は、私たちが民主主義のいまと向き合い、その将来を考える重要な機会である。

ただの まさひと 1964年生れ。一橋大学大学院修了、博士(法学)。一橋大学助教授などを経て2005年から現職。専門は憲法。著書に『代表における等質性と多様性』(信山社、2017年)等。

沈黙は後退すること、投票というアクション

筑波大学人間総合科学学術院教授 山口香



2023年4月、統一地方選挙が行われる。地方自治は私たちにとって日々の生活に関連する身近なものであり、投じる一票が意思を示す貴重な機会となる。一方で、投票率は右肩下がりに低下している。

私は、スポーツが専門だが、ここではスポーツを例にして政治や選挙と自分がどう関わるべきなのかについて考えてみたい。

多様性と調和

昨年行われた東京オリンピック・パラリンピックでは、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」という3つのコンセプトが掲げられた。多様性と調和について大会HP*には、「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩。東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする。」という補足的な説明がなされている。オリ・パラのコンセプトに敢えて多様性を掲げる背景には、日本社会がこの点については未成熟であるからとも言えるだろう。

実はスポーツにおける多様性、特にジェンダーバランスは現在でも課題がある。国際オリンピック委員会(IOC)によると、東京大会の参加選手は約1万1千人で、およそ49%が女性で、これまでで最もジェンダーバランスの取れた大会だったと述べている。東京大会は第32回大会だったが、125年前の第1回大会(アテネ)には、女性の参加は許されていなかった。女性が参加

できなかったのは、当時の女性に対する強いジェンダーバイアスがあったためである。近代オリンピックの父と言われ、教育者であったクーベルタン男爵であっても「女性の役割は勝者に冠を授けることである」と考えていた。オリンピックで行われるすべての競技に女性種目が導入されたのは第30回大会(2012年ロンドン)からであり、つい最近の出来事といえる。

今日では、多くの優れた女性選手がオリンピックなどの場で男性と同じように夢を持ち、挑戦することができるようになったが、ここに至る過程では、女性選手が時代や社会の考えに異を唱え、人権や権利を主張し、闘い、勝ち取ってきた結果である。

女性のスポーツ参加においては、男女平等が実現されつつある一方で、スポーツ団体や組織の役員(意思決定者)比率においては、未だギャップがある。なぜ意思決定の場のジェンダーバランスが必要なのか。男性と女性には様々な違いがあり、男性が考える「女性にとってより良い環境」が必ずしも正しいとは言えない。スポーツや男女に限らず、多様な人たちが心地よいと感じる環境(社会)を築いていくためには、多様な人が意思を表出できる機会を持つことが必要である。

チームの一員として

我が国において女性が初めて投票したのは、1946年(昭和21)である。スポーツと同じように女性が参政権を得るためには多くの議論や困難、戦いがあったことは想像に難くない。現代に生きる私たちは、当たり前のように参政権を

持っているため、そのことの意味や価値について希薄になってはいないだろうか。

投票に行かない人の言い分は「自分の一票で何かが変わるとは思えない」「政治に興味がない」などが多い。カタールで行われたサッカーW杯は日本代表の活躍で大いに盛り上がった。私たちの目に触れるのは、監督とピッチでプレーする選手のみだが、実際には表に出てこない多くのスタッフがいる。そして、選手たちのパフォーマンスには、チームを陰で支える人たちの献身、勝利を願う気持ちが大きく影響している。もちろん、日本から声援を送ったファンも含まれる。チームが成果を上げるためには、小さな影響力しか持たない人がどれだけ自分ごととして手を抜かず忠実にできることをするかが大事だ。

国も地方の政治も大きなチームに例えることができると思う。実際に政治を行うのは選ばれた人たちだが、支えているのは私たち一人ひとりだとも言える。皆がその責任を自覚し、できることをしてこそチームのパフォーマンスは向上する。

投票は、私たちがチームへの貢献を示す責任行動の一つだ。また、最もモチベーションが下がるのは周囲の人の無関心ではないだろうか。誰も応援してくれない、観客のまばらな競技場で素晴らしいパフォーマンスが生まれるのかを想像してみてほしい。政治家が応援されないから頑張りませんとは思わないと思うが「見えますよ！」というメッセージには大きな力がある。

沈黙は後退

ロシアのウクライナ侵攻は、世界が築いてきた国際平和や秩序を根底から揺るがした。私を含めて戦争を知らない世代の日本人にとって、平和は当たり前のようにそこにあるものだった。しかし、現実の世界を見れば、戦闘が続い

ていたり、人権が脅かされている国や地域がある。平和も人権も、住みやすいと感じる社会も簡単に手に入ったり、そこにあるものではないことを自覚しなければならない。多様な人が共存していくためには、意見を出し合い、傾聴し、調整し、実行していくという不断の努力が必要なのである。

日本には「付度する」という習慣があるが、これは誤った理解を生み、間違った方向に進んでいく可能性がある。男女関係には「どうせ言っても理解してくれない」と自分の意見を伝えずに沈黙する傾向が間々ある。私は幼い頃から男性ばかりの柔道の世界で生きてきて、思うようにならないこともあったが、勇気を出して自分の困りごとを伝えてみれば意外と理解してくれ、解決に向かった経験がたくさんある。柔道は技をしかけなければ相手を投げることはできないし、サッカーはシュートしなければ絶対にゴールは生まれない。アクションを起こさなければ何も始まらないということをスポーツは教えてくれる。

歩く歩道に自分が立っていると想像してほしい。そこでは、歩みを進めなければ後退していく。まさにこれが人間関係であり、社会ではないだろうか。自分の思いを相手に伝えず、沈黙することは現状維持ではなく後退につながる。一人ひとりが自分の思いを発信し、前に進んでいくアクションを起こすこと、そうすれば社会はきっと進化していくように思う。

統一地方選挙では多くの方が社会というチームの一員として投票というアクションを起こしてくれることを期待したい。

やまぐち かおり 1964年東京都生れ。6歳から柔道を始め、第3回世界女子柔道選手権(1984)で日本女子として初の金メダル、ソウル五輪(1988)では銅メダルを獲得。現在は、東京都教育委員、東京都明るい選挙推進協議会会長、日本サッカー協会理事などを務めている。

2023年統一地方選挙概要

編集部



2023年4月に地方選挙をまとめる形で統一地方選挙(統一選)が実施され、首長と議員を合わせて全国で981の選挙が行われる見込みです。投票日は都道府県と指定都市の長と議員の選挙が4月9日、市区町村の長と議員の選挙が4月23日です。

知事・市区町村長や地方議会議員の任期は4年間で、選挙は任期満了、議会の解散、欠員等により行われます。当該団体が公職選挙法により選挙期日を定めて執行するのが原則ですが、特例を定める法律によって全国的に期日を合わせて行うものが統一選です。選挙への関心が高まることへの期待のほかに、経費や選挙事務の負担を減らせるといったメリットもあります。

今回の統一選については、国会において「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が審議・可決され、2022年11月18日に公布・施行されました。この法律により、2023年3月1日から5月31日までの間に任期が満了となる地方公共団体の長と議会議員の選挙が、統一選の対象になります。また、6月1日から10日までの間に任期が満了となる地方公共団体の長の選挙も、任意で期日を統一することができます。

2022年12月1日現在の調査では、全国1,788の地方公共団体のうち234団体(13.09%)で首長選が、747団体(41.78%)で議員選が実施される予定で、2019年統一選と同程度の実施数です。知事選は北海道、神奈川県、福井県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、大分県で行われ、都道府県議選は岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県を除く41道府県で行われます。

2023年統一選の告示日と投票日

		告示日	投票日	執行予定 団体数
都道府県 (47団体)	知事	3月23日	4月9日	9
	議員	3月31日		41
指定都市 (20)	市長	3月26日		6
	議員	3月31日		17
市・特別区 (795)	市長・区長	4月16日	4月23日	96
	議員			315
町村 (926)	町長・村長	4月18日		123
	議員			374

「特に関心を持つ選挙は何か(2択)」2019年統一選意識調査(明るい選挙推進協会)から

衆議院議員選挙	51.7%
参議院議員選挙	24.3
知事選挙	26.5
道府県議会議員選挙	6.9
市町村長選挙	27.0
市町村議会議員選挙	20.0
どれも関心を持たない	12.1
わからない、無回答	6.6

2019年統一選の競争率、投票率、女性候補者・当選者、無投票当選

		競争率	投票率(%)	女性候補者の 割合(%)	女性当選者の 割合(%)	無投票当選の選 挙区数(前回比)	無投票当選の当 選者数(前回比)
都道府県	知事	2.7	47.72	16.7	0	0(0)	0(0)
	議員	1.3	44.02	12.7	10.4	362(+41)	612(+111)
指定都市	市長	2.8	50.61	0	0	0(0)	0(0)
	議員	1.4	43.28	21.2	20.8	7(+5)	34(+17)
市・特別区	市長・区長	2.0	46.23	14.1	6.2	27(0)	27(0)
	議員	1.2	45.05	18.4	19.7	10(0)	182(-47)
町村	町長・村長	1.7	64.96	1.9	0	55(+2)	55(+2)
	議員	1.1	59.69	12.1	12.3	93(+4)	988(+58)

出典「平成31年4月執行 地方選挙結果調」総務省自治行政局選挙部

地方議会・議員の存在意義

近畿大学法学部教授 辻陽



多くの国民が統一地方選挙に参加できる

今年統一地方選挙が行われる年である。現在、この時期に行われる地方選挙は全体の3割を切っているが、それでも41の道府県や20の特別区では地方議員選挙が執行される見込みであり、多くの国民がこの選挙に参加する機会をもつことになる。

地方議会・議員と議案の議決機能

地方議会(以下「議会」)や地方議員(以下「議員」)が何をしているのかよくわからない、むしろ不要ではないかという声はよく耳にする。目につくのは不祥事ばかりだし、政務活動費は議員の第2の収入ではないかと思われている節もある。

だが、日本において議会は必置である。日本国憲法第93条は「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定めており、有権者の代表として議会が機能することが求められている。

議会の権能は、具体的には地方自治法に定められている。このうち最も重要なものが議決権の行使である。同法第96条には、条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定など、議決事項が列挙されており、議会は、上程された各種議案について審議し議決しなければならない。

多くの議案は、知事や市区町村長といった首長によって提出される。予算案の調製・提出は首長の専権事項であり、議会にはそれを修正す

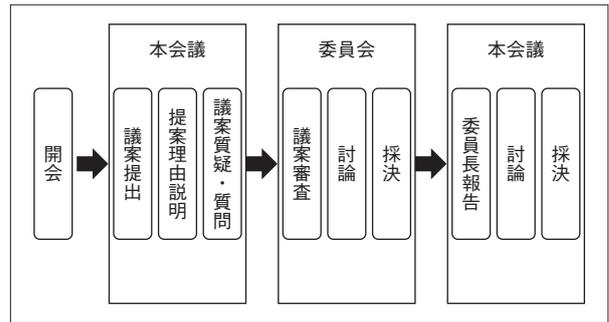
る権限しか与えられていない。ただ、たとえそうであったとしても、提出された各種条例案や予算案を吟味する機会が与えられており、その内容に問題があったときに、議案を否決したり修正可決したりすることで、住民にとってより望ましい状況を作り出すことが、議会には期待されている。

もっとも、首長提出議案は九割九分原案可決されている。そのため、議会が首長に対する追認機関であるかのように、国民の目に映ってしまうのも仕方がないことである。ただそうなる原因を、議会や議員の資質にのみ求めることはアンフェアであり、議会をめぐる制度にこそ求めるべきであろう。先述のとおり、議会には予算案を提出する権限がないため、議員自身が実現したい政策はゼロ予算でできるものでないかぎり、首長に依頼し予算案に組み入れてもらうしかない。また、首長の諒承が得られても議会で可決しないと執行できないため、議員には予算案に賛成する誘引がある。首長にとっても、予算案を年度内に成立させ執行可能な状況にすることは、至上命題である。その結果、首長と議会の間には持ちつ持たれつの関係が生まれ、多くの議員は首長に対して与党的立場をとりやすく、そして議案に賛成しやすいのである。

首長に対する監視・抑制機能

とはいえ、首長と議会(多数派)との関係がいつも良好であるとは限らない。議会に諮る時間的余裕があるにもかかわらず、首長が補正予算案などの重要な議案を頻繁に専決処分して、議決を迂回するといったことが続いた場合には、

図 議会過程



(筆者作成)

議会も黙ってはいないだろう。

また、首長がその職にとどまることが不適切な場合もあるだろう。首長として行った重要な決定について議会で説明できない、あるいは首長本人によるハラスメントが行われたなど、首長としての資質が疑われる事案が出てきた場合、真っ先にその点を追及できるのは議会である。議長や議員は、首長に対して臨時会の招集請求を行い(一定期間内に首長が臨時会を招集しなかった場合には議長が招集することが可能である)、その臨時会で首長に対する不信任案を可決することができる。首長は不信任案を議決されたときにかぎり議会を解散する権限をもつが、解散後の新しく構成された議会で再度不信任案が議決されるか、議会を解散しなかった場合、当該首長は失職することになる。

このように考えると、日本の地方自治制度において、議会は、首長に対する監視・抑制機能を第一義的に備えた存在であると見ることができる。だからこそ、住民もまた、議会を構成する議員の選挙について関心をもつ必要がある。そうでないと、住民は、首長の能力不足や独断専行によるしっぺ返しを受けることになるだろう。

II 提案機能を支える政務活動費

もっとも、議会による首長不信任案議決権の行使とは、伝家の宝刀を抜くようなものである。なぜならば、首長が議会を解散する可能性が高く、議決のためには議員自身のクビをかける必要があるためである。それゆえ、住民の立場から望まれるのは、首長との対決ではなく、住民の福利厚生が高まるよう各議員が首長に提案する関係だろう。

具体的に考えてみよう。議会過程は次に示す図のとおりとなる。

議案の議決に至るまでには議案質疑があり、行政一般に関して質問する機会も設けられている。現行の議会制度の下、議員が実現を目指す

政策を公の場で訴えかけ、行政に影響を及ぼすことができるのは、このタイミングであろう。条例や予算の運用についてただしたり、わが街が他の自治体に勝るとも劣らない住みやすさを誇れるよう、首長に見倣うべき他の自治体の事例を紹介したりすることが、住民の福利厚生を向上させることにつながるのである。

そもそも政務活動費とは、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」(地方自治法第100条第14項)として充当されるものであり、議会での審議能力を高めることを目的に、2000年代に入って政務調査費として創設されたものである。この政務活動費があるおかげで、各議員が先進事例を学ぶための出張旅費や書籍等購入費用、あるいは各種セミナーの受講費用を賄うことが容易になり、実りのある議会審議につながることを、見逃してはならないだろう。

II 議員の待遇・構成となり手不足問題

とはいえ、政務活動費がすべての自治体議会議員に一律に交付されているわけではない。約8割の町村と1割強の市では政務活動費が支給されていないし、支給されている町村でも1人あたりの平均月額が1万円に満たない状況である。政令指定都市20市のうち13市が1人あたり月額30万円以上であることを考えると、自治体の規模によって議会活動をするための環境に大きな違いがあることが理解できるだろう。

同様のことは、議員報酬においても確認できる。815市区(東京特別区含む)の正副議長を除く議員の平均報酬月額が約42.3万円であり、な

かでも政令指定都市では約79.3万円に上る。それに対して、日額報酬制をとる福島県矢祭町を除く町村議員の平均報酬月額約21.6万円に過ぎず、町村長給与の3割にも届かない水準でしかない。つまり、小規模自治体、特に町村では、議員活動に専念できる状況にはなっていないのである¹⁾。

これら待遇をめぐる状況が、昨今の議員のなり手不足を招いていると考えられる。4年前の統一地方選挙では、議員選挙が行われた375の町村のうち約4割に当たる93選挙区で無投票となった(政令指定都市と特別区を除く市では、選挙があった294市のうち無投票になったのは10選挙区に限られた)²⁾。

投票率も決して高いものではない。このときの選挙で、町村議会議員選挙の投票率は6割近くであったものの、道府県議選、政令指定都市議選、特別区議選、その他市議選ではいずれも5割に届かなかった。この状況の背景には、議員になっている現職の強さとジェンダー及び年齢の偏りがあるといえよう。2019年の統一地方選挙の当選者に占める元職・現職が占める割合は、道府県議から町村議に至るまで、いずれもほぼ8割を占めている³⁾。そして、都道府県議の約88%、市区議会の約83%、町村議会の約88%が男性であり、7割以上の都道府県議、8割以上の市区議、9割以上の町村議が50代以上である⁴⁾。NHKの調査では、議会内だけでなく有権者からもハラスメントを受けた女性議員の声が紹介されている⁵⁾。

このような状況が続くようでは、議会に対する住民の失望も続くことだろう。

女性・若年層の積極的な立候補が望める仕組みづくりを

結局のところ、議会・議員への無関心や軽視を乗り越えるには、「自分の声を行政に届けてくれる議員がいる」という実感をより多くの有権者がもてるよう、議員の多様性を高めるしか

ないだろう。平成の大合併の影響もあって、議員の数が20年前から約半数に減った現在、議会が機能するためには、女性議員や若い議員が増え、住民の幅広い層が代表されることが不可欠であると考えられる。家事・育児を担当することの多い女性議員は、議員活動との両立の難しさや金銭的負担の大きさを訴えている⁶⁾。この状況を変えるためには、男性の長時間労働を減らしたり、家事・育児は女性の担当であるといった性別役割認識をなくしたり、立候補時の供託金をなくすか額を下げるといった方策が必要であろう。今後、議会が住民の負託を受けた民主主義的正統性をもつ存在であると認識されるためにも、これらは喫緊に対応しなければならない問題であると思われる。

- 1) 以上につき、全国町村議会議長会「第67回町村議会実態調査結果の概要(令和3年7月1日現在)」、全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果:令和3年12月31日現在」、同「市議会の活動に関する実態調査結果:令和2年中」を参照。
- 2) 他方で、議員活動をする条件に恵まれている道府県議選でも、927ある選挙区のうち362選挙区の612名が無投票当選を果たしている。以上につき、総務省自治行政局選挙部『平成31年4月執行地方選挙結果調』参照。
- 3) 同上。
- 4) 第33次地方制度調査会第9回専門小委員会参考資料2「地方議会の課題に係る対応等について」参照。
- 5) NHKスペシャル取材班『地方議員は必要かー3万2千人の大アンケート』(文春新書、2020年)。
- 6) 内閣府男女共同参画局・有限責任監査法人トーマツ「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」(2018年)。

つじ あきら 1977年生れ。京都大学大学院法学研究科博士課程中退。博士(法学)。近畿大学准教授等を経て2016年から現職。専門は地方自治論。著書に『日本の地方議会』(中公新書、2019年)、『戦後日本地方政治史論』(木鐸社、2015年)等。

多様な主体による地域づくりを目指す 立場から



徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 田口 太郎

住民による地域づくりから、意思 持つ人々による地域づくりへ

地方では「人口減少」がもはや定型句のように問題として叫ばれている。当然、選挙期間中は多くの候補者も同じように「人口減少の問題」について論じるだろう。しかし、人口減少が具体的にどう問題であるのか、についてはあまり語られていない。単純に数字が減っていく＝悪という構図になっているのではないか。実際には人口が多くとも元気のない地域もあれば、人口が少なくとも元気な地域もある。つまり「人口」という定量的な指標では地域の活力は図りにくく、定性的な評価でないと地域の状況を的確に捉えられなくなってきている。また、地域課題と言っても「人口減少」そのものが問題なのではなく、人口減少によって誘発されることや、人口減少によってこれまでできたことができなくなることが問題なのである。

一方で、現代社会は価値観の多様化した社会である。人によってはコミュニティ活動に積極的な人もいれば、消極的、否定的な人もいる。これを否定することはできない。つまり、コミュニティの衰退をはじめとした地域の課題への対応を考えると、単純に人口増加や人口減少の抑制では解決できないことが分かる。

近年、「関係人口」に注目が集まっている。関係人口は「観光以上、定住未満」と言われ、地域に住んでいなくとも観光以上の関係を地域と持つ外部人材を指す。人口減少による地域の衰退が止まらない中、移住者の獲得競争を各地が繰り広げてきたが、移住せずとも地域との様々な関わりを持つ都市住民も現れている。道路をは

じめとした交通インフラの充実は農村と都市の移動距離を縮め、東日本大震災やコロナ禍を経て地方に関心を持つ若者による地域との多様な交流が進んでいる。

これからの地域を考えると、その活動主体は今までのような「住民全員」から、「住民有志」や「関係人口」へと変化していくのが現実である。しかし、いまだに多くの地域では「住民によるまちづくり」に比重が置かれ、住民自身の多様化についてはあまり触れられず、新たに住人となる移住者には定住を求めてきた。しかし、移住者にとってこの要求はなかなか重い。当然住み続けたいという意思はあるものの、実際のところは居住の継続は気持ちだけではどうにもならないことも多々ある。故に、「定住」への過度な期待は大きなプレッシャーとして移住にのしかかってしまっている。

これからの地域施策では、これまでのように「地域住民」による地域づくりから、「地域に積極的な意思を持つ多様な人々」による地域づくりへと転換していく必要がある。

人材不足への対応は戦略が必要

上記のように、地域づくりの主体が住民を超えて多様化していく中で、地域の人材不足を外部から得ていこう、という動きも加速度的に広がっている。代表的なのが「地域おこし協力隊」だろう。2009年に89名から始まった地域おこし協力隊は、その目覚ましい活躍もあり、またたく間に広がって、現在では6,000名を超える人材が都市から地方へと移住し、地域協力活動に取り組んでいる。これまで令和6年度に8,000人

という目標が設定されていたものが、上方修正されて、令和8年に10,000人という目標設定がなされ、様々な導入促進の取組みが進められている。

また、地方に移住したくとも仕事がないという問題に対しても、地域協力活動という仕事を提供し、若者の地方移住を後押ししている。地域おこし協力隊は、いわゆるプロフェッショナル人材とは言えないが、プロフェッショナル人材の地方供給の施策も総務省による地域おこし企業人(2014年～、R3より「地域活性化企業人」と改称)、地域おこし協力隊プロジェクトマネージャー(2021年～)、内閣府による地方創生人材支援制度(2015年～、R2よりデジタル分野、R4よりグリーン分野が追加)など、広がりを見せている。先述の関係人口についても総務省により「関係人口創出・拡大モデル事業(H30～R2)」として進められ、多くの人材が地方に供給された。

しかし、筆者はこの動きに非常に強い危機感を持っている。筆者自身もこれまで多くの地域に呼ばれ様々な支援を行って来たが、その際に常々気にしてきたことは「引き際」についてである。専門性を有した人材が地方に供給されることで地方では一時的に専門的な取組みが可能となる。しかし、そのまま供給された人材への依存が進んでしまう。結果として、契約期間の終了とともに人材が離れ、取組み自体がストップするか、地域を離れた人材への外注せざるをえなくなる。こうなると、結果的に内発力が高まらず、持続も難しい。

では、どうする必要があるのか。あるいはどう認識していく必要があるのか。地域を持続的に運営していく上で大きな役割を持っている行政組織の企画力、政策立案力の向上が極めて大きな意味を持つてくる。しかし、地方の小規模自治体の多くは「専門人材の不足」を大きな行政課題として挙げ、それに対応すべく国レベルでの人材派遣の取組みが進んでいる。しかし、先

述したとおり安易な外部人材への依存は地域の持続性の根幹である内部の人材育成を放棄することも意味する。長期的な自治力を維持するために、どのように各種支援事業を利用していくのか、の戦略が地域側には求められているが、地域の企画力の低下は外部人材への依存度を上げてしまう結果となりつつある。

|| 地域のヴィジョンを示し、進行管理をする視点の重要

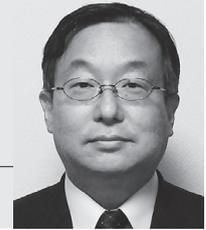
来る統一地方選挙で選出される地方議員。これまでのような拡大型社会から人口減少による縮小型社会に移行していく中、どのように縮退の戦略を描いていくか、さらには安易な外部人材への依存度を増す行政をいかに自律型の地域へいざなっていくのか。行政が計画せずとも社会的トレンドもあり、都市から地方へと若者の視線が移りつつある中、地域側として多様な外部人材との協働をどうデザインし、マネジメントしていくのか。単純に多様な外部人材が参画するのではなく、地域が戦略的に外部人材を使いこなしていくような自律的な視点が重要である。そのためには行政に任せるだけでなく、市民がきちんと行政施策をチェックする機能としての住民自治力を発揮する必要がある、その代表たる地方議員の役割は大きい。また、こうしたマネジメントが効かず、気づいたときには人材が枯渇してしまった時、あらゆる公共サービスを外部への発注でこなす必要が生じてしまう。

有権者の皆さんには、各議員の掲げる地域戦略に注目いただきたいし、立候補者は安易に外部人材を受け入れ、頼るのでなく、外部人材による地域の内発力の強化戦略を考えてほしい。

たぐち たろう 1976年生れ。早稲田大学大学院理工学研究科修了。新潟工科大学准教授等を経て2011年から徳島大学准教授。博士(工学)。専門は地域計画、まちづくり。著書に、『中越地震から3800日』(ぎょうせい、2015年)、『まちづくりオーラル・ヒストリー』(水曜社、2005年)等。

「脱・無投票」の取り組みがどこまで反映されるか

毎日新聞論説委員 人羅 格



春の統一地方選挙(以下「統一選」)のポイントとして注目したいのは、全国的に増加している無投票当選の動向である。議員の「なり手」不足問題の深刻度を測る有力な指標となるためだ。

無投票当選は、選挙で立候補する人が定数を上回らず、投票が実施されず候補全員が当選することだ。少子高齢化や人口減少を反映し、町村議員選挙を中心に増加している。

前回2019年統一選は、こうした傾向を浮き彫りにした。375町村議選のうち93町村、988議員が無投票当選だった。総定数4,233人の23%と、おおむね4人に1人を占める。無投票どころか、候補が定数に届かず、欠員が生じるケースも増えている。

市議選にもかげりが生じている。294市議選のうち、11選挙が無投票だった。戦後初の無投票となった福井県敦賀市議選では、24議席が投票を経ず決まった。

揺らぐ議会の正統性

一方、道府県議選でも無投票当選が目立つが、これは「1人区」を中心に新人の参入が難しい選挙区事情が主因と見られる。いわゆる「なり手問題」とは区別すべきだろう。

統一選と切り離し、都道府県単位で町村議員選挙を見た場合、参考になるのは長野県の動向である。

長野県は「平成の大合併」と一線を画したため、全国的にも町村議会が58議会と多い。その分、無投票当選の波が他県より強く押し寄せている。県町村議会議長会によると、直近の町村議選のうち、約半数にあたる28選挙が無投票

だった。

平成の大合併を経て多くの地方議会で定数が圧縮された。仮に長野のように町村が維持されていた場合、全国的にもっと無投票当選が増えていたかもしれない。

無投票当選や議員のなり手不足がもたらす弊害は大きい。

仮に新人議員が2連続で無投票当選を経験すると、本人の責任ではないにせよ、投票の洗礼を経ないまま、8年間、議員を務めることになる。

議員のなり手が乏しいと無投票当選が増え、住民と議会の関係が希薄になる。住民の議会への関心は低下し、なり手がいっそう少なくなる。そんな負のスパイラルが全国を覆いつつある。住民代表としての正統性にすら関わる問題であろう。

無投票がもたらす議会の劣化も懸念される。落選者がいないため、結果的に議員として適性に問題がある人や、冷やかし半分で出馬した人が淘汰されず、当選してしまうおそれがある。

議会参入にあたって競争が乏しくなると、特定の組織が意識的に議会に議員を送り込んだり、影響力を行使したりすることも容易になる。

昨年、活動が問題化した世界平和統一家庭連合(旧統一教会)をめぐるのは、国会だけでなく、地方議員への支援を通じた浸透も指摘された。人材が適切に参入していくことは、議会が住民代表として機能する前提条件である。

それだけに、多くの議会が、「なり手対策」に動き始めていることは注目に値する。理屈の上では、新人候補を発掘すれば現職議員の選挙におけるライバルは増える。それでも議会の将来

を考えれば事態を放置できない。多くの議会に危機感が浸透してきた。

さきの統一選では、北海道浦幌町議会が注目された。同議会はスーパーなどで住民と直接話す場を設けるなど、住民との接点づくりを意識的に積極化した。その結果11の定数に新人6人を含む14人が名乗りを挙げた。

長野県の町村議会の挑戦

長野県の町村議会も、手をこまねいているわけではない。多種多様な挑戦がすでに展開されている。

飯綱町議会は住民が議会に政策を提言する「政策サポーター会議」や、議会モニターを通じ、住民の町政への関心を高め、人材発掘につなげようとしている。現在は議員を引退している元議長の寺島渉さんが軌道に乗せた。現職3議員がサポーター、モニター経験者である。

高山村の議員選挙では一昨年秋、12年ぶりの投票が実現した。議会モニター制度で住民との対話を積極化したところ、モニター経験者2人を含め、定数を3人上回る候補が出馬した。

議員報酬に年代別の差をつけることで人材の確保を図る動きも長野県では起きている。生坂村議会は55歳以下の議員に月額12万円の報酬増額を実施した。

全国町村議員の平均報酬月額は約22万円で、都道府県議と比べてもかなり低い。兼業を前提としない限り子育て世代は参入しにくい実態があるためだ。

中川村議会は子育て世代議員の教育費に配慮し、35歳から59歳までに限り報酬を4段階に分けてかさ上げした。細かく報酬に「段差」をつけたのはおそらく全国初である。

新報酬制度下で昨年夏に実施した村議選は残念ながら無投票だった。それでも増額対象となる2人を含む新人議員が3人誕生した。一定の効果があったと見てよい。

議員によって報酬格差を設けることを疑問視する見方もある。ただし、現状では議員報酬を一律に引き上げることは難しい。選択肢のひとつではないか。

一方で、厳しい現実もある。喬木村は議会への参入がしやすいよう夜間や休日開会を原則とするよう議会運営を改革している。だが、一昨年の村議選で欠員2を生じ、再選挙でも欠員を補充することはできなかった。住民参加で先んじた飯綱町議会も、一昨年秋の改選は無投票に終わっている。

地方議会への人材参入を促進するには、中央レベルの支援も欠かせない。

とりわけカギを握るのは女性と、働き盛り世代が議会に参入できる環境整備である。女性の参入を推進していくためには出産・育児に対応できる議会運営の改善に加え、ハラスメント対策の強化を急ぐ必要がある。

同時に、サラリーマンや従業員が立候補してもただちに会社を退職しなくて済むような労働環境の後押しがいっそう必要になる。法制化は企業界の懸念が強く、進んでいない。民主主義のコストとして対応するよう、政党も後押しすべきだ。

これ以上、なり手問題が悪化し続ければ、議会が定数削減を迫られるケースも増えよう。総務省がいったん議論に着手したように、町村議会の形態そのものの議論に波及していく可能性もある。

だが、それ以前に地方議会、中央双方ともになすべきことがある。住民との距離を縮め「脱・無投票」を実現していく議会がどこまで現れるか。統一選は、4年間の議会の取り組みが試される場となるだろう。

ひとら ただし 1962年生れ。85年毎日新聞入社、89年から政治取材に携わり官邸キャップ、論説副委員長などを経て現職。政局動向や地方自治などを担当。

地方議会は持続可能なまちづくりの砦

共同通信社編集局 47 行政ジャーナルデスク 垂見 和磨



仕事柄、各地の自治体をくまなく取材で回っている。昨春、京都府北部を訪れたときのこと。訪問を歓迎してくれたある自治体首長が「コロナ禍ですっかり地方回帰になりましたね。移住の問い合わせが殺到して、うれしい悲鳴を上げています」と語ると、思わぬ裏事情を明かした。

「十分なビジョンを持たず、山間部の古民家に住みたいというだけで移住を希望する都会の人が意外といる。いざ移住した後、病院が近くにないとか、水道が引いていないとか、最初から分かっているはずなのに、クレームが多いのには閉口してしまう。」

コロナ禍は、一極集中のやまない東京から人口流出を誘発し、まれに見る移住ブームを巻き起こした。だから、これはきっと地方の活性化につながるに違いない—そんなわたしの楽観論は、この首長の一言で吹き飛んでしまった。

移住ブームと行政サービスのバランス

人気の移住先といえば、豊かな自然と格安な古民家のパッケージが最近の流行になりつつある。だが、裏を返せば、住民が次々と立ち去った過疎地域も多く、インフラ整備や社会保障のように自治体が提供する住民サービスを受けるにはいささか都合が悪い立地であることは、火を見るよりも明らかだった。

そうでなくても、過疎地域を抱える地方自治体は公共施設の統廃合ラッシュに見舞われ、住民サービスの低下が叫ばれて久しい。各地を取材して回ると、「公民館の廃止で住民ともめている」「中学校の統廃合で反対運動が起きてい

る」と困惑の表情を浮かべる自治体職員と会わない日はない。そんな中で移住ブームは起きているのだ。

周知のように、統廃合を急ぐ背景には、行政のスリム化を狙った「平成の大合併」が思うほど効果を見せなかったという事情がある。「編入された旧市町村側には人口規模に見合わない“過剰”な公共施設が存在し、維持費が自治体予算を圧迫している」というスリム化を求める大合唱が近年かまびすしくなっている。

財政再建は急務。だが、住民が生きづらくなるとは本末転倒な話になってしまう。肝心なのは、移住してきた新たな住民も参加できるコミュニティが形成され、地域の声を日常的に役所へ届ける仕組みではないか。その役目を帯びているのは、地域から選ばれる地方議員にほかならない。

地方議員こそ地域住民の代弁者

全国の市区町村で一番の面積を誇る岐阜県高山市は、10市町村が合併して誕生した。ここでは、旧町村地域の声を代弁するのは市議会だと鮮明に打ち出している。

まず、議会もスリム化が求められたため、定数を36から24へと大幅削減を断行した。一方で「旧町村の声を吸い上げるのは議員の役目」との思いを強め、議員がチームを作って市内全地域を訪ね、市民と意見交換会を開催。その成果を政策提言にまとめ、市に提起して予算に反映してもらった画期的な議会改革に踏み出した。

ある市議は「市役所の出先を集約する動きがある。このまま議会が声を上げなければ、市民

から見放されてしまう」と強烈な危機感に駆られていた。

こうした取り組みを取材するたびに、自治体内の各地域の声を役所に届ける最後の砦(とり)で地方議員なのだ、と思い知らされる。議員に住民の声をダイレクトに伝える機能があるからこそ、地方自治は民主主義の学校と呼ばれるのだ。

|| なり手不足の衝撃

ところが、その肝心の議員のなり手が足りなくなってきた。前回の統一地方選(2019年)では、無投票で当選した割合は道府県議会の26.9%をトップに、町村議会でも23.3%に達し、いずれも過去最高だった。

しかも、立候補者数が定数を割り込み、欠員のままになっている地方議会も現れるようになった。これでは、議会が民意を反映しているとは言いがたい。

理由はここ何年も変わっていない。女性と60歳未満のなり手が少ないのだ。ある地方議会関係者の話。

「60歳未満に立候補が少ないのは、例えば町村議レベルだと平均月額報酬が20万円と低く、専業ではやっていけないから。政務活動費をやめて原資を報酬に回す案もたびたび上がるが、住民の反発は根強く、限界がある。それよりも、国の人口の半分を占める女性こそ、担い手を輩出できる最大の供給市場ではないか。」

実際、女性議員の割合は、都道府県11.8%、市区17.5%、町村11.7%で、女性の人口比から見ると、あまりにも少なすぎる。せっかく人材の供給市場があるというのに、ふたをして担い手不足を言うのはお門違いの議論ではないのか。

|| 議会こそ女性活躍の場に

女性進出を妨げる障害は報酬以前のところに

ある。内閣府の調査では、女性地方議員の58%が「ハラスメントを受けた経験がある」という驚きのデータがある。

実際、「政治は男のもの」という意識は根強い。飲酒を伴う宴席や土日の催事出席が多く、子育て中の女性は参画しづらい。都道府県や市町村の各議長会が、議会運営の基準となる標準規則に産休期間を明記したのは、ごく最近のことだ。

兵庫県豊岡市の興味深い挑戦を取材したことがある。市議会の女性議員は24人中2人にとどまる。そこで、議員を選び出す各地域のまとめ役「自治会長」に目を向けてみると、市内の360を数える自治会に女性会長は皆無だった。このため市側が自治会側と意見交換会をしても、女性がいなかったから暮らしに密着した要望が上がってこない。「せめて副会長や会計に女性を入れて」と頼んでも進まなかったという。

「人口の半分しかいない男主体の意識を変えないと女性議員は増えない」と市の担当者は考え、ジェンダーギャップを学ぶ定期研修会や、一線で活躍する女性を招いたワークショップを中心にした女性リーダー育成塾のような画期的な取り組みにチャレンジ中だ。身近な男女の関係が変われば、女性が議会に進出する機運も生まれるという揺るぎない信念がここにある。

要は、地方議会の担い手がいいるのではなく、送り出さないだけなのだ。学校のPTAの乗りでいい。分け隔てなく参画できるワイワイガヤガヤとした議会こそ、まちの賑わいを取り戻す砦になる。春の統一地方選ではどんな結果が出るか、かたずをのんで見守っている。

たるみ かずま 1965年生れ。一橋大学卒業後、90年共同通信社入社。汚職事件取材や自治体調査を手がける。『東京地検特捜部』(講談社、1998年)、『「介護難民」を生まない『まちづくり』』(文藝春秋2018年7月号)、『宇宙飛行士 野口聡一の全仕事術』(世界文化社、2021年)等を執筆。

当事者意識で地域の未来を考える

事業構想大学院大学学長 田中 里沙



地域への関心の高まりと生活の変化

地域活性および地域人材の育成・研究、地域における新事業の創出に関わる中で、各地においてまた全国的な傾向として、地域への関心は確実に高まっていると実感している。

生まれ育った市町村や、縁のできた土地に住んでテレワークで他地域の仕事をしたり、交流、移住、二地域居住などの新しい生活を始めたりなど、コロナ禍で私たちのライフスタイルは大きく変化した。

地域と都市部の交流は活発化の様相を呈しているのだが、同時に、少子高齢社会において、住民のニーズをはじめ直面する課題は多面的かつ複雑化している。問題の本質と背景を理解し、未来のあるべき姿を構想してその解を出していくためにも、多くの地域住民の参加が必要不可欠である。

しかしながら、地方自治への関心と参画が活発化しているかという点、そうではない。国、関連団体においても、特色ある取り組みや対策がなされながら、議員のなり手不足、多様な層の住民が議会に参画をするための環境整備など、検討すべきことは山積だ。

新しい議会のあり方に向けた チャレンジ

地域社会を構成する多様な層の住民が議会に積極的に参加をすることで、地域の多様な民意は集約され、納得感のある合意形成が進む。それなのに、地方議会の多くで投票率が低下し、無投票当選の増加傾向は高まっている。議会に住民の理解と関心が十分には得られず、また一

方で、議員のなり手不足が生じているという状況は深刻である。

この状況を打破するためには、①関心が広がらない理由やボトルネック(妨げになるもの)を明確にして対策を講じる、②若者、女性をはじめとした各層の住民の参画を促進して議員の視野を広げる、③住民が議会に関する理解を深め、「自分ごと」として関心を持つための具体的な取り組みを積極的に行う、ことが考えられる。

住民理解を促進する活動として、例えば北海道芽室町および栗山町の議会では、「議会モニター制度」を導入し、町民からの要望や意見を広く聴取して町議会の運営に反映させながら、町民に開かれた議会を実践している。また、浦幌町議会では、「まちなかカフェDE議会・まちなかおじゃまDE議会」を開催し、街の商業施設の一角などにカフェコーナーを設置し、議員と住民が気軽に触れ合い、意見交換ができる場を設けている。ここで得た意見やアンケート調査から具体的な政策提言が実現していることは注目すべき成果だ。

長野県飯綱町では「政策サポーター制度」を置き、住民と議会との意思疎通の充実を図る。飯綱町内在住か否かを問わず、公募または議員推薦により議長が政策サポーターを委嘱する。新たな人材が政策的議論に参加をすることで、議会活動に関心を持ち、議員のなり手が出ることが期待されているが、早速その実績も出ている。

また、富山県南砺市では、女性団体連絡協議会が女性の視点から市政への提言を行い、女性

リーダーの育成に力を注ぐ。香川県まんのう町においては、「女性議会」を開催し、女性ならではの視点から将来のまちづくりや福祉、教育、子育て、環境などの意見を発表し、男女共同参画社会への関心と理解を深めてもらうことや女性の声を町政に活かすことを目指す。

これらの地道な活動は、確実に関わった住民の気持ちを動かし、地方自治が変わるきっかけとなるだろう。また、同時進行で、議会の環境整備にむけて、夜間や休日議会といった柔軟な開催・運営、文書や手続きおよび参加のデジタル化、ハラスメントの防止と対策などにも積極的に取り組む必要があり、多くの議論やアイデアが出されるようにしたい。

住民の視点に立った住民自治に向けて

地域社会が多様化すれば、当然、議員の多様性と同時に寛容性や専門性にも期待値が高まる。しかし、一人ですべてを担えるような完璧な人材はいない。つねに関係者の声に耳を傾け、現場を見て、対話をする姿勢こそが大切である。

長く編集長を務めたマーケティングの雑誌では、企業宣伝や顧客開発、ブランド価値向上、コミュニケーション戦略策定とともに、ときに選挙マーケティングを題材に、無党派層の心を動かすにはどうすればよいかというテーマにも取り組んだ。メディアが細分化した現代において、あらゆる層の人々に情報を的確に伝えることは容易ではない。選挙や政治においては、認知、理解、共感を越えた、参加、提案、他者への影響力なども求められる。

私が所属する事業構想大学院大学には、社会課題を踏まえた上で、その一翼を担う構想を考える人材が集う。社会人としての経験や得意分野を活かし、地域に存在する資源を活用して、新事業を考え、地域に笑顔を増やす事業にチャレンジをしている。そのポイントは、応援とモ



長野県茅野市では「若者に選ばれるまち」をテーマに、地域に関わる多世代、多様な業種の人材が議論し、未来を構想している。(本学の研究会より)

チベーションにある。

地方自治においては、対象となるすべての住民が当事者意識を持って地域の未来を考えられるように、明るく取り組めるように、ともに悩み、考えを巡らせながら、納得のいく日常と未来を手に入れられることが目指されるべきだろう。

地域を変え、活力をもたらすようなアイデアは誰もが出せる。実行するには様々な職種、立場の人材の力とその結集が必要になる。企業、団体、自治体に属し、医療、教育、福祉、マーケティング、財務などの専門性を有する人が協力をして実現されていくことが理想である。本学の院生や修了生は、企業や行政での経験を積み、それぞれの強みを活かして地域社会の課題や理想を研究する中において、議員や首長に立候補し、議員になる人材も出てきている。

当事者意識で地域を動かそうとする人の本気は伝播する。大切なことは、共通の目標となる理想の姿、つまり構想を打ち出せるかどうかだ。立候補者は構想を語り、その構想計画に参加をしたいと思われるかどうかにかかっている。

たなかりさ 広報・マーケティングの専門誌「宣伝会議」編集長を経て、2016年から学校法人先端教育機構・事業構想大学院大学学長。地方制度調査会、社会資本整備審議会、「クールビズ」ネーミング、東京2020エンブレム、G7 サミットロゴマーク等選考委員を務める。

「政治とカネ」考



明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

昨年は岸田内閣の四人の大臣が辞任した。実質的な更迭などその実態はさまざまであり、特に昨年は旧統一教会問題という特殊な話題があったことも無視できない。しかし、政治資金の取り扱いを含め、大臣として適任であるか否かが国会で問われる習慣が事実上定着しつつあるように見える。国会審議がこうした大臣の適性についての質疑によって専ら占拠されることの適否は別に論ずるとしても、大臣という公職に伴う責任は格別に重いという判断が別に誤っているわけではない。

しかしここで考えなければならないのは、大臣に就任していない国会議員もまた公職に就いており、俗に自分のことは棚に上げて大臣を追及すれば済むというわけにはいかないことである。現にある自民党の議員はパーティ収入の多額の記載漏れのため議員辞職に追い込まれた。「政治とカネ」の問題は大臣か一国会議員か、与党議員か野党議員かに関わりなくすべての政治家に関係する問題である。敢えて言えば、それは政治家が国民の前に登場するに先立って整えておかなければならない「身だしなみ」の問題である。しかし、何時までも「身だしなみ」問題に忙殺されるわけにはいかない以上、与野党で速やかに知恵を絞る必要がある。

政治資金規正法の抜本的改正から30年近くが経つ。この間明らかになったことは、「政治とカネ」の問題について「ゆるみ」が広範に蔓延^{はびこ}り、緊張感が弛緩している姿である。われわれが必要としているのは「ゆるみ」ではなく、公的資金にふさわしい政治資金の緊張感ある取り扱いである。今後、国民に大きな負担を求めなければならないということであれば、「政治とカネ」の問題を今のままに放置することは大きなリスクを意味する。気が付いた時には、政党助成金の削減を含む政治のコストの削減の大合唱によっ

て政治が包囲されかねない。

「政治とカネ」の問題はモグラたたきゲームのような状況が繰り返されてきたように見える。しかし同時に、公的なものと私的なものが混然一体となっている独裁政と政党間競争を前提にする民主政とでは大きな違いがある。後者において競争に参加する政党は単なる私的団体であるが、選挙という公的制度の洗礼を受けて国会議員を擁する政党になる。ここで国会議員の集団(これを会派という)が政党の公的機能を体现することになる。更に会派は議会で多数派を形成することに成功すれば内閣を組織する。ここに至って政党の公的機能は会派を介して極大化するが、選挙で敗ればその公的機能は一挙に減少することになる。そして政治資金はこうした公的機能を支える公的資金である。

このように元々私的団体である政党が状況に応じて公的に大きな働きをするため、その活動についてルールが定められてきた。これが政党法であり、憲法に政党条項を持つドイツはその典型とされる。こうした試みは私的団体としての政党の体質に歯止めをかけ、その公的機能の遂行にふさわしい透明性を確保するためである。公的財政支援を定めた政党助成制度の導入・充実はこうした政党活動の規律化の要請と多かれ少なかれ軌を一にしている。

これと異なり、日本の政党助成制度は政党の私的団体からの離陸を促す姿勢とはおよそ無縁であり、むしろ私的団体としての政党の増殖に手助けしているように見える。実際、この制度が私的団体の私的利益の目標になっている場合さえ見られる。また、自民党に見られるように公的機能の主役であるはずの会派の存在感が国会で全く見られず、全てが私的団体である政党に吸収されている。政治主導が叫ばれ、政党の公的機能が高まるにつれてその透明性への要請などが高まるのは当然である。「政治とカネ」の問題は最終的には確かに個々の議員の判断に関わる問題であるが、政党の公的な役割についての政党政治の体質全体が議員たちの判断に影響しているのではないか。

地域活性化と明推協の仲間たち ～関わりを通して豊かな人間性や社会性を 育む啓発活動の創造～



新潟市明るい選挙推進協議会会長 **海津 裕子**

■ 一人ひとりの意識の向上

社会事象は、ますます複雑になってきています。選挙権を行使するにあたって、誤りない判断をするためにも、政治や選挙に関心を持ち、有権者としての自覚と政治に関する知識を身につけることは、誰にとっても必要なことです。その意味で明るい選挙を推進する大切さは変わっていません。

ご存じのとおり、各種選挙の投票率は低迷しています。若年層の投票率は特に低く、政治・選挙離れは深刻な事態となっています。新潟市も例外ではなく、投票率を向上させることは大きな課題です。選挙管理委員会が行う「期日前投票など制度の周知」と「投票しやすい環境づくり」、そして明推協が行う「各種啓発事業」は、地道な活動ですが必要不可欠です。若年層の政治参加を次につなげていくために、より一層の主権者教育推進に取り組むとともに、常時啓発と学校教育との連携を拡充していくことが求められています。

■ 出前授業と模擬投票

明推協活動の大きなものに、平成20年度から取り組んできた出前授業・模擬投票があります。常時啓発活動の中でも費用対効果の高い活動と捉えています。新潟市は田園都市で教育機関と地域のつながりも深いと思います。地域の実情等を考慮し、児童生徒が問題意識を持って多面的多角的に考えたり地域の方々の思いにふれ、感動を覚えたりするような啓発資材を開発したり、それを機会に家庭や地域への発信を強めていくことが大切と考えています。地域住民と日常密接に関わっている地区明推協委員を中心に活動を行うことが適切だと思います。

実施校での感想文から、小学生は出前授業・

模擬投票やお手伝いしてくれた人を日常生活との比較でしっかり観察し、自分たちに何をしてくれたか評価する能力を十分に持っていると考えられます。『人間は自分で決めたものに価値を見いだす』心理傾向があることから、『自分で決めた』という感覚が重要です。模擬選挙の作戦を立てたり、応援演説をするなど集団で戦ったり、勝つために工夫できるような情報を与えると、選挙に負けても頑張ったことや工夫したことなどの意味や価値を実感して、次の段階への意欲を高めることが出来ます。この繰り返しで自信につながります。実際、地域の方から、「出前授業を受けた子どもが政治に関心を持って、中学校で生徒会選挙に立候補して当選した。子どもがいろいろなことに挑戦するようになって、変化に驚いている。」という声をかけていただきました。率直に嬉しかったです。文部科学省のGIGAスクール構想にはICTを利用した協働的な学習の充実や探究型学習の充実など様々描かれています。タブレット等の登場で、長引くコロナ禍での教育現場が求める主権者教育授業や出前授業の変化や可能性を理解していくことが必要だと、令和4年度の全体研修会テーマとして取り上げました。

■ まとめ

これまでの成果や課題を振り返り、(公財)明るい選挙推進協会の提言等を踏まえ、新たな枠組みによる具体的な方策を私たち自身が学び、よりよい啓発活動を実践出来るように研鑽に励みます。活動の活性化と若者層への取り組みについて、地域活動と明推協の連携は不可欠です。投票率を上げる特効薬などは無いので、これからもみなさんと熱意を持って創意工夫し、一つひとつ地道な取り組みをしていきたいと思えます。今後とも、明推協の活動にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

かいづ ゆうこ 専修大学法学部法律学科卒業。
新潟市男女共同参画推進センター運営委員・市民企画委員歴任、新潟市の各種審議会委員歴任。教育関係、福祉関係の市民活動に長年従事。現在、新潟市立東石山中学校職員(地域教育コーディネーター)。

フランス

沖縄大学経法商学部准教授 岩垣 真人



フランスにおける議会の歴史は古く、端麗王・フィリップ4世が1302年、アナーニ事件に際して、広く国内の支持を得るために、ノートルダム大聖堂に各身分の代表者を集めた、三部会が起源の一つと言われている。そして、その三部会が後に、高名なフランス革命の大きな流れへと、やがては、近代の民主主義国家の基本モデルの一つとして世界中に伝播することになっていった。

現在のフランスの議会は、国民議会(下院)・元老院(上院)ともに、歴史ある建造物に置かれている。国民議会はルイ15世の時代に作られたブルボン宮殿(1728年完成)にあり、また元老院はさらに古いリュクサンブール宮殿(1631年完成)にある。

元老院議員選挙

第二次大戦後、亡命政府を率いてナチスと戦い抜いたド・ゴールの手によって作られた第五共和制においては、大統領制が採用されるとともに、二院制が選択されている。このうち、大統領と国民議会議員については、国民が投票する直接選挙によって選出されるものの、元老院議員については、地方自治体の議員などが選挙権を有する、間接選挙制度が採用されている。被選挙権は24歳以上の国民に開かれている。元老院の議員数は348名で、任期は6年、そしてこのうち3年ごとに半数が改選されるが、間接選挙であるため、結果はかなりの精度で事前に予測できてしまう。

元老院、そして元老院議員選挙の特色としては、選挙人のうち、かなりの割合を人口が少ない地方部の地方議会議員が占めていることが挙げられるだろう。これによって、元老院は「農村の議会」と揶揄されることもあり、また政治的には「保守の牙城」としての役割を果たしてきた。

こうした元老院のあり方は、元をたどれば、第

五共和制を作り上げた、ド・ゴールの考えにたどり着く。彼は、自分のような「英雄」が、議会に邪魔をされず、フランスの擁護者として振る舞うような体制を一つの理想として、第五共和制の制度設計を行った。その一つの装置が、革新色を排除して作られた元老院であり、また彼は大統領についても、政局で左右されることなどない超越的存在たらしめるべく、当初は間接選挙によって選出されるものとして、憲法に規定したほどであった。

大統領選挙

しかし、大統領に関するド・ゴールの目論見は外れ(そもそも、誰が「救国の英雄」たるド・ゴールのような存在になれるというのだろうか?)、1962年に彼自身の手により、直接選挙制度が導入されることになった。

フランスにおいても、国政選挙の選挙権行使が可能になる年齢は漸次引き下げられ、現在は18歳からとされているが、近年では被選挙権についても同様に引下げが行われ、選挙権と同じく、18歳以上に引き下げられている。さすがに18歳で当選することは困難かと思われるものの、現在のマクロン大統領は39歳で、フランス大統領としては史上最年少での当選を果たし、若きリーダーの誕生に世界中が注目することになった。

後述する国民議会議員選挙と同じく、大統領選挙でも、二回投票制が採用されている。これは、1回目の投票で過半数を獲得した候補者がいない場合、2回目の決選投票が行われる、という仕組みである。1965年の大統領選挙への直接選挙導入以降、2回目の投票は、それぞれ保革を代表する二人の候補者同士の一騎打ちとなることが通例であった。しかし、2017年と2022年の大統領選挙では、従来の保革を代表する政党の候補者がともに

	選挙権	被選挙権	議席数	選出制度	任期	選挙運動
下院 (国民議会)	18歳以上	18歳以上	577	小選挙区 二回投票制	5年 (解散あり)	戸別訪問 可能
上院 (元老院)	地方議会 議員等	24歳以上	348	間接選挙	6年(3年ごと に半数改選)	特になし

決選投票へと進むことができず、のみならず、その片方は極右政党と目され

てきた国民連合(旧・国民戦線)の党首であるマリーヌ・ル・ペンであったということに、フランスだけではなく、ヨーロッパの政界には大きな衝撃が走った。

2022年大統領選挙は、中道と自らを位置づけるマクロンが再選を果たしたが、ル・ペンとの差は縮小しており、5年後の選挙を見据え、今後どのように政治が動くのか、注目されている。

国民議会議員選挙

フランスの下院にあたる国民議会の定員は577人で、任期は5年である。フランスでは国民議会選挙における伝統的選挙方法と考えられている、小選挙区二回投票制が採用されている。以前は、第四共和制期などに比例代表制が採用されたこともあったが、短時間で現行の小選挙区二回投票制に戻されてしまった。大統領選挙と同様に、過半数を獲得した候補者がいない場合、決選投票が実施される。

憲法上、解散に関する規定はあるが、1958年に第五共和制が始まって以降、解散が実施されたことは5回しかない。このことは、衆議院議員が任期を満了することの方が稀である日本と、大きく異なっている。もちろん、解散がないということは、大統領と議会との対立がなかったということの意味するわけではない。むしろ、広く知られているとおり、フランスはコアビタシオン(保革共存)の国であり、対立生じることもしばしばであった。

大統領と国民議会の多数派との構成が異なる、コアビタシオンは、大統領と国民議会議員の任期の違いにより生まれていた。以前は、大統領の任期が7年とされていたため、大統領選挙と国民議会議員選挙のタイミングにずれが生じ、その結果、左派のミッテラン大統領と右派のシラク首相、というような組み合わせが誕生することがあった。しかし、現在では大統領と国民議会議員はともに任期が5年で、ほぼ同時に選挙が実施されるため、

コアビタシオンのような状況は生じにくくなったと言われている。

投票率の低下と「部分的な投票」という問題

フランスにおいても、投票率の低下は問題とされている。そして、フランスは、大統領選挙と国民議会議員選挙ともに二回投票制を採用しているために、日本にはない、「部分的な投票」が問題として生じることになる。これは、二回投票のうち、片方しか投票しないなどという投票行動のことである。投票率の低下傾向と、「部分的な投票」の増加、そして若年層の投票率の低さは、フランスにおける選挙が現在直面する課題である。制度の違いもあるが、先進国として日本と同じ悩みも抱えるフランスの現状からは、私たちが学べることもまた多いはずだろう。

近年の投票率 (%)

		2007	2012	2017	2022
大統領	1回目投票	86.2	82.2	81.2	77.9
	2回目投票	86.1	83.6	78.0	75.5
国民議会議員	1回目投票	61.6	60.2	52.2	50.6
	2回目投票	60.9	58.6	45.4	48.5

各投票行動の割合 (%)

		18-29歳	30-64歳	65歳以上	全体
すべてに投票	2007	30.7	53.3	59.9	50.9
	2012	26.8	50.1	56.5	47.8
	2017	17.4	35.8	46.2	35.9
	2022	17.3	37.2	47.7	37.0
部分的に投票	2007	57.9	40.3	27.9	40.5
	2012	56.5	42.7	28.4	41.3
	2017	61.3	54.6	37.7	50.8
	2022	59.0	50.2	35.3	47.2
すべてを棄権	2007	11.3	6.4	12.2	8.6
	2012	16.7	7.2	15.1	10.9
	2017	21.3	9.5	16.2	13.4
	2022	23.7	12.7	17.1	15.8

データはともに、フランス国立統計経済研究所の2022年調査。

いわがき まさと 1986年生れ。沖縄大学専任講師などを経て、2020年から現職。専門は財政法。著作に「フランス」大林啓吾(編)『世界の選挙制度』(三省堂、2018年)等。

これからの選挙管理委員会に求められるものは何か ～ 災害等の有事への備えなどを中心として ～



総務省管理執行アドバイザー・一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事 小島 勇人

今回は、「これからの選挙管理委員会に求められるものは何か」をテーマに探してみたいと思います。

昨今の国政選挙や地方選挙の投票率が低下傾向にある中で、各選挙管理委員会では、出前授業を始めとしたあらゆる世代を対象とした主権者教育の実践を通じて政治選挙への参加意識の醸成を図ることや、投票所に行くことが困難とされる選挙人のための投票環境の向上に向けた方策について、地域の選挙人のニーズとともに選挙管理委員会の執行体制などの事情を十分踏まえた上で、より一層推進することが求められています。

また、投票環境の向上に視点を向ければ、総務省に設置された「投票環境の向上方策に関する研究会」の累次にわたる報告書の内容を踏まえた多くの制度改正（公職選挙法の改正）が行われ、共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的設定などを始めとして、選挙人の移動支援とともに移動期日前投票所の設置、運用など、各選挙管理委員会において当該地域の特性や要望に応じた工夫した積極的な取り組みが見られます。

一方、総務省や都道府県の選挙管理委員会も同様ですが、特に、市区町村の選挙管理委員会は、一つの選挙を執行するに当たっては、全体を俯瞰する当該選挙執行の設計図ともいえる事務日程表を策定した上で、人、物、場所を基本にした事前準備から始まり、選挙人名簿の調整、立候補届出、投票、開票、選挙会、選挙公営その他の事務等一連の選挙関係事務を当該市区町村職員の先頭に立ち統括し、一つ一つ確実にミ

スなく遂行していくという重要な職責を担うこととなります。このことは、仮に、災害等の発生が予見され、現に発生した場合においても当然求められるものでしょう。

例えば、平成29年10月に執行された衆議院議員総選挙では、台風の接近により投開票を始めとする管理執行面で、対応に苦慮するという場面に遭遇するとともに、課題を残すこととなりました。具体的には、離島等に設置された投票所の投票箱が予定された期日に開票所に送致できずに開票が翌日に延期されたことや投票箱の送致のために関係機関と幾度もの調整が余儀なくされたこと、全国各地での期日前投票所の混雑事案の発生、避難所運営などの災害への対応とともに投開票の事務との両立を図るための関係部局との人員配置等の調整など、平時には想定されない多くの対応が必要となり、今後の管理執行面での課題となりました。

周知のとおり我が国は災害大国です。地震、風水害、雪害、火山噴火などの自然災害が全国のどの地域で発生してもおかしなく、ちょうど選挙の執行時期が災害発生と重なることも十分想定される場所です。このような場合でも、各選挙管理委員会においては、公職選挙法等の法令に則った適時適切な対応が求められ、かつ、法令に明確に定めがない突発的な対応や要員のやりくり、取り分け投票所、開票所の運営など引き続き事務を執行するための適切かつ迅速な判断が求められます。

したがって、実際にこのような事態の発生に備え、具体的には、災害の種類やその発生時期（事前準備、公示・告示後、投票日・開票日当

日等)、発生地域(沿岸地域か中山間地域等か)など、あらゆる場合を想定した対策を市区町村の庁内関係部局と調整・連携し、選挙管理委員会としてどのように意思決定し、どのように混乱なく適正に行動すべきか、あらかじめその際の行動マニュアルなどを関係部局と調整のうえ策定しておくことが、是非とも求められるところです。

ただ、市区町村の選挙管理委員会における体制は、市町村合併や行政改革、合理化により役所全体の職員数減少の流れもあり、十分に満足できるものとなっていないという現状もあり得るとの懸念もないとはいえません。

このような市区町村の選挙管理委員会においては、平時のみならず有事に備えた対策を関係部局と調整のうえ、マニュアルとして取りまとめることは、なかなか簡単なことではないでしょう。しかしながら、平時にこそ有事での対応策をきっちり定めて十分な備えをしておくことは、選挙事務は常に100点満点が求められる「選挙人の貴重な一票を守る」という事務であるが故に、必要かつ当然のことといえるものです。

また、都道府県の選挙管理委員会の中には、既に対策マニュアルを策定している団体もあるでしょう。基本的には、災害等発生時における投票所等の被災状況の把握、繰延投票等の公職選挙法の関係規定に照らした判断の必要性、暴風雨等に備えた対策としてポスター掲示場の撤去などの選挙人への安全対策など、基本的事項が盛り込まれているのが一般的です。

少なくとも、災害対応に関する法令や例規における関係規定を取りまとめて、選挙管理委員会の事務局内部で共有しておくだけでも、有事の初動対応に資することができるものと考えられます。

また、マニュアルの作成に当たっては、安易に繰延投票や再投票とする決定を行うことは、選挙人の混乱、そのための人、物、場所、費用の新たな確保、首長や議員の不在による行政の

停滞などを招来させないという考慮をもとに、「選挙の執行は一度始めたら極力継続して最後まで行う」ということを基本理念としつつ、現場の投票管理者等や事務従事者が選挙管理委員会との協議などを経ずに、判断することはしてはならないことなどの基本的事項を併せて盛り込むことも必要と考えられます。

そして、最終的には、そのマニュアルの実効性を確保しなければなりません。特に、基本方針や基本的な盛り込み事項は、あらかじめ選挙事務に従事する可能性のある市区町村の職員と共有し意識の醸成を図るとともに、実際に当該マニュアルに沿って誰がどのように意思決定し、指示するのかといった指揮系統を含め、平常時に首長などとも意見交換をしておくなど、一つの危機管理として庁内全体であらかじめ意識や考え方を共有し、現実の有事に際して、迅速かつ適切に対応できるようにしておくことも不可欠です。

選挙執行事務は、災害等の発生があったとしても、ミスは許されず、期限が定まった中での即時性をもって対応が求められる、行政事務の中でも特殊な事務です。その特殊性のある事務であるが故に、選挙管理委員会の事務局に永年配置される職員も少なからずいますが、その職員の培ったノウハウや経験を如何にして選挙管理委員会内部で共有し、後世に引き継ぎ残していくかも同時に考えるべき重要な事柄です。

選挙管理委員会に求められる多くの事務執行とその職責の重さに鑑みると、人員配置や予算の確保など、選挙管理委員会のあり方そのものについて、議論すべきときかもしれません。

現下において、直接、管理執行事務の現場を担うこととなる市区町村の選挙管理委員会の目線に立って、選挙管理委員会のあり方や選挙事務に従事する市区町村の職員の選挙事務に対する意識改革について考えることが、これからの我が国に求められる重要な課題であると考えられます。

短信

衆議院選挙に関する法改正、地方議会の改革に関する首相への答申、主権者教育に関する調査、政治・選挙に関する意識調査などについて短く紹介します。

衆議院選挙の区割りとは定数の変更

- ①衆議院小選挙区選挙の区割りが、25都道府県140選挙区で変わりました。
- ②衆議院比例代表選挙の区別定数が、5選挙区で変わりました。

この改正する法律は2022年11月28日に公布、12月28日に施行されました。適用されるのは、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院総選挙からです。この総選挙より前に実施される補欠選挙については、改正前の選挙区によって実施されます。

①小選挙区の数、東京都で5増加、神奈川県で2増加、埼玉県、千葉県、愛知県でそれぞれ1増加しました。宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県でそれぞれ1減少しました(10増10減)。これは、令和2年の国勢調査(日本国民の人口)の結果に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告(2022年6月16日)を受けて行われました。

②比例代表選出議員の選挙区の定数が、東京都選挙区で2増加、南関東選挙区で1増加しました。東北選挙区、北陸信越選挙区、中国選挙区でそれぞれ1減少しました(3増3減)。これは、令和2年の国勢調査(日本国民の人口)の結果に基づき行われました。

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html

地方議会に関する答申

首相の諮問機関である地方制度調査会は、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を、2022年12月28日に岸田首相に提出しました。地方議会についての現状認識と課題について、緊急時や人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きいと、議員の構成は性別や年齢構成の面で多様性を欠いていると指摘しました。そのため、多様な人材の参画を前提とした議会運営、住民に開かれた議会のための取組、議長の全国的連合組織等との連携・国の支援、議会の位置付け等の明確化、立候補環境の整備、議会のデジタル化が必要とし、その具体的方策を提示しました。

これを受けて総務省は、地方議会の役割と議員の職務の明確化などに関して、地方自治法の一部を改正する法律案を、第211回国会に3月上旬に提出する予定だと1月23日に発表しました。同26日には、日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所に対し、「立候補に伴う休暇制度を設けること」「議員との兼業を可能とすること」などを会員企業によびかけるよう要請しました。

選挙管理委員会による主権者教育等に関する調査

総務省は、全国の選挙管理委員会(1,963団体)が令和3年度に実施した選挙出前授業などの取組状況を調査し、結果を2022年12月に公表しました。

選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会は、学校と連携してその授業時間において、投票参加や選挙・政治への関心を高めることを目的に出前授業を実施しています。3年度に実施した選管の数は592団体で、2年度は556団体、元年度は738団体でした。2年度より増加しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実施することができなかった選管が多かったようです。うちオンラインによる授業を実施した選管は3年度が149団体で、2年度が87団体でしたので62団体増えました。

団体規模別の実施率は、都道府県が93.6%、指定都市が95.0%、市・特別区が44.8%、町村が10.5%でした。学校種別の実施校数と受講者数は、小学校で698校45,861人、中学校で192校26,071人、高校で889

校171,866人、特別支援学校で229校9,068人、専修学校で29校3,683人、大学短大で68校6,514人でした。

授業の内容は、高校では模擬選挙と講義等を組み合わせた形式が約6割でした。模擬選挙の内容は、架空の政党や候補者等に投票するなど、公約を見せて判断させるものが最も多く、全体の約8割でした。小学校では模擬選挙と講義等を組み合わせたものが多く、大学・短大では話し合い活動を含む講義等の割合が他に比べて高くなっています。模擬選挙の内容は、専修学校以外で、いずれも架空の政党・候補者等を選ぶ形式が最も多く採用されていました。小学校では遠足・給食等の行事等を題材にしたもの、大学・短大では実際の選挙を題材にしたものの割合が比較的高いなど、発達段階に応じた題材の工夫が見られました。

参議院選挙に関する意識調査

明るい選挙推進協会では、2022年7月に実施された第26回参院選に関し、2種類の意識調査を実施しました。ひとつは有権者の投票行動と意識を調べるためのもので、毎回の国政選挙や統一地方選挙の終了後に実施している定例の調査です。現在報告書を取りまとめ中です。

もうひとつは、同一人を対象に参院選の前後における意識・態度の推移を検証するパネル調査で、協会では初の実施となります。参院選選挙前調査(対象者3,150人)の有効回答者1,721人に対して、選挙後調査の調査票を送付し、1,422人から有効回答を得ました。調査項目は、「政治・選挙への関心」「投票予定」「投票と棄権」「政党評価」「選挙制度について」です。速報版を2022年12月に公表しました。

明るい選挙推進優良活動表彰

明るい選挙推進協会では、投票参加ときれいな選挙の推進、政治意識の向上に取り組まれている活動を、毎年表彰しています。対象は明るい選挙推進協議会のほか、自治会、婦人会、NPO法人その他の団体等とし、受賞を希望する団体からの応募形式を取っています。優良活動賞として奨励金20万円程度、優良活動奨励賞として奨励金10万円程度を贈呈しています。令和4年度は、優良活動賞に「八王子市明るい選挙推進協議会」「福井市明るい選挙推進協議会」、若者啓発グループの「福井県明るい選挙推進青年活動隊CEPT」「宮崎公立大学選挙啓発部 ライツ」「選挙コンシェルジュ鹿児島」、大学生と社会人による「イシカワ事変」、高校生と教員による「NERIMA VOTERS」、生徒有志による「矢掛高校選挙動画チーム」の8団体が選ばれ、奨励賞に「岩手県立大学総合政策学部 市島宗典研究室」が選ばれました。活動内容は次号以降でご紹介する予定です。

新刊図書の紹介

・「悼む人」で直木賞を受賞された作家の天童荒太さんが、2022年12月に「君たちが生き延びるために 高校生との22の対話」(ちくまプリマー新書)を出版しました。こんな記述があります。「学級委員や生徒会役員の選出で、選挙の練習をしていると考える向きもあるでしょうが、校内の人気者を選ぶことと、現実社会での投票は異なります。そのため、いまでも多くの人が、選挙を、いわば人気投票のようにとらえている気がしてなりません。「政治や社会に無関心はよくないことですか」という問いにも答えています。

・近畿大学国際学部准教授の村山綾さんが、2023年1月に「心のクセ」に気づくには 社会心理学から考える」(ちくまプリマー新書)を出版しました。出版社サイトにこう紹介されています。「私たちの心は型にはまりやすい。しかも、その傾向に利点と欠点が存在する。不安や衝突を減らすため、心の特徴を学ぼう」。あとがき近くにこんなメッセージがあります。「法律や制度を作り、社会を変えていく大きな力をもつのが、国の立法機関である国会であり、国民の代表である国会議員です。国会議員は国民が選挙で選びます。残念ながら現状の投票率は高いとは言えず、特に若い人たちの間では低調のようです。自分の心と自分が暮らす社会は相互に関連することを意識し、ぜひ長期的な視点にたって、マスメディアや政治のあり方、そして自分が社会にどう参加していくのか、関心を持ってみてください。」

協会からのお知らせ

■明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

明るい選挙推進サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

- ①(資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000+所得金額×2.5/100)×1/4
- ②(資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得金額×6.25/100)×1/2

サポート企業として登録いただいている団体

- 株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- 株式会社ムサシ(東京都中央区)
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- 株式会社ジック(横浜市)
各種調査研究・交通事故損害調査業務、生命保険・損害保険代理店業務
- 株式会社新みらい(茨城県つくばみらい市)
土木・建築・耐震補強工事、技術開発
- 株式会社青森三春漬物工場(青森県青森市)
漬物製造・販売
- 医療法人健佑会(茨城県つくば市)
整形外科・リハビリを中心とした病院、老人保健施設、居宅介護支援
- 社会福祉法人康済会(岩手県雫石町)
生活介護、施設入所支援、訪問看護、短期入所、デイサービス
- 株式会社アクス(横浜市)
自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究
- 有限会社都市企画センター(東京都新宿区)
生命保険・損害保険
- 特定非営利活動法人選挙管理システム研究会(東京都中央区)
選挙管理委員会が行う選挙管理の支援、使用済投票用紙のリサイクル事業

感想をお寄せ下さい。

Voters(ボーターズ)をお読みいただきありがとうございます。[記事の感想]「原稿の読みやすさ、内容のわかりにくさ」「本誌で取り上げてほしいテーマ」など、ご感想、ご意見、情報をいただければ助かります。下記のメールアドレス、ファクシミリ番号あてにお寄せ下さい。よろしく申し上げます。

表紙ポスターの紹介 明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞(令和4年度)

高井 真奈さん 大阪府立工芸高等学校1年

平田 朝一 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

「投票箱の形を曲げて動きを表現すると同時に、手には投票用紙やメガホン、ボンボンなどが描かれ、吹き出しもたくさん描かれています。明るい配色で動きのある表現となるよう工夫されていて、迫力ある作品に仕上がっています。」

編集後記 特集テーマは2023年4月に実施される統一地方選挙です。「地方自治は民主主義の学校」とも言われ、地方の政治・選挙が充実してこそその国の政治です。地域の課題はさまざまありますが、関心を示す重要な指標である投票率は低迷しています。課題を自分事化するきっかけとなることを期待して、識者に統一選の関心事・注目点を指摘していただきました。



編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉 <http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈Twitter〉 <https://twitter.com/Akaruisenkyo>
〈メールアドレス〉 info@akaruisenkyo.or.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

東京都荒川区「表彰式を区議会議場で開催」

荒川区選挙管理委員会は明るい選挙ポスターコンクールの表彰式を、2022年12月20日(火)に区議会議場で行いました。小・中学生14名と保護者・教員が招かれ、子どもたちはそれぞれの名前が書かれた立札が用意された議員席で表彰を待ち、終了後には議長席に座る経験をしました。議場で行うのは昨年度に引き続いてのことです。

区選管委員長から「表彰式を議場で行うのは、選挙で選ばれた議員が区政について話し合うこの現場に、将来の有権者である子どもたちを招き、選挙や政治に関心を持ってもらうきっかけづくりとしたいと思ったからです。投票率アップに、即効性のある解決策はありませんが、こうした啓発活動によって、近い将来、実を結ぶ日が来ると信じています」と話がありました。

福岡県「明るい選挙推進事業指導者研修会」

福岡県選挙管理委員会と県教育委員会は、目的を「将来を担う子供に早い段階から、社会の一員であり主権者であるという自覚も持たせることを目指し、若年層への選挙啓発について、より効果的な選挙啓発のあり方を考える」とする研修会を、2022年11月25日(金)に開催しました。福岡教育事務所社会教育室の主管による事業で、募集対象は市町選管職員、市町教委社会教育関係職員などです。

構成は、①投票率の現状や選挙啓発の取り組みなどについての説明、②明るい選挙啓発ポスターコンクール受賞者の中学生と主権者教育に取り組んできた岡山大学学生によるトークセッション「中学生のリアル」、③総務省主権者教育アドバイザーの桑原敏典・岡山大学教授による講話「18歳選挙権施行後の主権者教育のための公民教育の在り方」でした。講話では若年層が希望をもって政治に参加できるようにすることが大切だとし、大人への期待として「現代の若者の気持ちに寄り添う」「同じ目線でつながりを作る」、若者への期待として「自分の視点だけではなく、他者の視点から見た世界を想像する」「自分とは異なる考えや価値を受け入れ、共感する」ことを挙げました。

京都市「論文コンクール」

京都市・区明推協と選管は、市内中高生等を対象とする、論文コンクール「わたしはこう考える」を実施しています。目的は将来の政治参加に備えて自由な意思をもった自覚ある有権者を育成することで、2022年の応募者は5つの募集テーマ、「18歳選挙権、わたしはこう使う」「こんな京都に住みたい」「消費者としての私たちの責任～持続可能な社会のために～」 「新しい文房具「タブレット」～これからの授業、これからの学び～」 「世界平和を考える」から選択しました。24校から881点の応募があり、最優秀賞5点、優秀賞5点、入選30点が発表され、最優秀賞は京都新聞賞も受賞しています。市サイトに過去の「優秀作品集」が掲載されています。

滋賀県「選挙に関するアンケート(高校2年生)」

滋賀県選管・明推協は、県内の高校と特別支援学校高等部の2年生全員を対象に、政治や選挙に抱いているイメージや関心度を尋ねるアンケートを2015年から実施しています(2005～14年は3年生を対象に実施)。2022年調査では、89.63%の10,827人から回答を得ました。設問数は16で、例えば「高校生が政治や選挙に関心を持つためには、何をすればよいと思いますか」の問には、7つの回答肢について、右記のように選択(2つ以内)しています。

開会中の議会を見学する	27.7%
政治や選挙に関する新聞記事を使って授業をする	27.4%
選管職員に学校へ来てもらって選挙に関する話を聞いたり模擬投票を体験する	25.7%
知事、市町村長や議員に学校へ来てもらって体験談を聞く	21.1%
本物の議場を使って生徒による模擬議会をする	20.2%
政治や選挙に関する副読本を使って授業をする	12.3%
選挙のときに街頭啓発キャンペーンに参加する	4.7%

(その他 4.1% わからない 17.5%)

宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



移動採血車



ユニバーサルデザイン施設
ピクニックテーブル



一輪車



宝くじ桜



こどもの国 ふれあい学び館



地震免震体験装置



星空観察映像展示施設



ドリームジャンボ絵本



消防団防災学習・災害活動車両



テント



総合検診車



フラワープランター

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>